

4 協議事項

協議 1 山武市景観条例施行規則の一部改正について

【概要】

景観の通知があった山武市の施設が変更になる可能性があると相談を受けた。

また、平成 29 年 1 月に条例施行後初の変更の届出があった。

このことから、景観法第 16 条第 5 項に基づく通知の場合においても変更が生じることが予想される。

現行の規則では、変更があった場合に当該行為の内容を確認できない。

【改正の内容】

通知があった行為の変更の内容を確認するため、通知の変更に関する規定を追加する。

併せて、変更の内容を明確にするため、届出の様式と同様に通知の様式に「設計又は施行方法」の記載欄を追加する。

【協議の結果について】

規定が追加されることになれば、手続きを開始する。

(国の機関又は地方公共団体からの通知に関することであり、一般の個人、法人には手続き上影響がないので、諮問はせずに本協議の判断に委ねる。)

《参考 1》 県内景観計画策定団体(16市)の状況

変更の規定あり(4市)	変更の規定なし(12市)
柏市(届出と同様に事前協議、変更届、完了届が必要)、浦安市、袖ヶ浦市(様式なし)、木更津市	市川市、我孫子市、流山市、市原市、船橋市(ホームページでは、通知を届出と読み替えるものとしている。)、千葉市、松戸市、茂原市、成田市、鎌ヶ谷市、大網白里市、山武市

《参考2》景観法第16条（抜粋）

（届出及び勧告等）

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）

二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）

三 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為

四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

3 景観行政団体の長は、前2項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

4 前項の勧告は、第1項又は第2項の規定による届出のあつた日から30日以内にしなければならない。

5 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第1項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。

6 景観行政団体の長は、前項後段の通知があつた場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとすべき措置について協議を求めることができる。

《参考3》 景観法第16条第5項に関する規定の例

1 規定なし、様式なし【例：大網白里市】

(国の機関又は地方公共団体が行う行為に係る通知)

第5条 法第16条第5項の規定による通知は、大網白里市景観計画区域内行為通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

2 規定あり、様式なし【例：袖ヶ浦市】

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知)

第7条 法第16条第5項に規定する通知は、袖ヶ浦市景観計画区域内行為通知書(様式第8号)により行うものとする。通知した内容を変更しようとするときもまた同様とする。

3 規定あり、様式あり【例：木更津市】

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知)

第6条 法第16条第5項後段の通知は、景観計画区域内行為通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

2 法第16条第5項後段の通知に係る事項を変更しようとするときは、景観計画区域内行為変更通知書(別記第8号様式)によりその旨を市長に通知するものとする。

3 前2項の通知の添付書類については、第4条第3項及び第5条の規定を準用する。

○ 船橋市ホームページ

国の機関又は地方公共団体が行う行為について

国の機関又は地方公共団体が行う行為については、景観法第16条第5項の規定に基づき、第1項の届出は要しないことになっておりますが、市長への通知が必要です。

通知の際は、上記の届出を通知に読み替えて手続きを行ってください。

具体的には、通知書及びその添付図書、完了時の報告等について、届出の手続きに準ずるものとしません。